

(目的)

第1条 本契約は、大阪ガス株式会社(以下「大阪ガス」といいます。)がお客さまに対して、大阪ガスが所有するマイコンメーターと通信装置による自動通報機能および遠隔しゃ断機能に基づいて行なうサービス(以上の内容を「るるるコール」といいます。以下、「本サービス」といいます。)を提供することを目的といたします。なお、上記「通信装置」とは、電話網制御装置ならびに、マイコンメーターおよびNTTの保安器等から電話網制御装置までの配線、メーター無線装置を指します。

(本サービスの内容)

第2条 大阪ガスは、本サービスを後記の内容にて提供いたします。

2. 遠隔しゃ断等の通信を実施した場合、お客さまの電話回線・通信回線の種類によっては電話器のベルが鳴る場合があります。
3. お客さまが電話回線を変更される場合は、このサービスをご提供できなくなる場合がありますので、お客さまは予め、当社の大阪ガスセキュリティパートナーカスタマーセンター(7-0120-067-024)までお知らせいただくこととします。

(本サービスの開始)

第3条 本サービスのご利用開始は、お申込、大阪ガスの承諾、第5条に定める取付作業、大阪ガスの登録手続き、および通信テストが全て終了してからとなります。

2. 前項による本サービスの開始日は、郵便物等でお知らせいたします。

(契約期間)

第4条 本サービスの提供に関する契約(以下、本契約)は、お客さまからのご利用申込みを、大阪ガスが承諾した日から、効力が生じます。

2. 本契約の期間は、前項による大阪ガスの承諾から開始し、本規定第3条に規定する本サービス開始日から10年後までとします。
3. 契約期間満了日の1ヶ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は、同一条件でもって、さらに10年間更新するものとし、以降も同様といたします。

(通信装置の設置および配線工事)

第5条 大阪ガスは、本サービスを提供するにあたり、マイコンメーターと監視センターとの通信を可能とするため、お客さまの電話回線に通信装置を接続し、使用いたします。なお、本サービス提供の対象となる施設に通信装置が設置されていない場合、当社が当該施設に通信装置を設置し、お客さまの電話回線に接続する工事を行なうことについて、お客さまに異議なくご承諾いただきます。

(通信装置の所有区分等)

第6条 通信装置については、大阪ガスの所有といたします。お客さまは、大阪ガスに無断で大阪ガス通信装置の取外もしくは位置替または第三者への譲渡もしくは転貸等を行なうことができません。

2. お客さまは、マイコンメーターが発する異常信号を監視センターに送信するための電話回線を所有していただきます。マイコンメーターが発する異常信号の送信に要する電話料金は、大阪ガスが負担いたします。

(通信装置の維持管理)

第7条 大阪ガスは必要な場合、通信装置の点検を行ない、正常に作動するように修理いたします。

当該通信装置が大阪ガスにより修理または原状復旧されるまでの間、当該通信装置を用いて行なうサービスの提供は停止されます。なお、この間においても第8条のサービス料金等については、何ら変更はしないものとします。

2. お客さまの責めに帰すべき事由により、通信装置が毀損または滅失した場合には、その修復に要する費用はお客さまにご負担いただきます。お客さまの都合による通信装置の位置替え等についても同様とし、この場合は、事前に大阪ガスに連絡いただきます。

(サービス料金および支払方法)

第8条 お客さまには、大阪ガスに対して「るるるコールご利用申込書」表面に記載のサービス料金およびこれに対する消費税等相当額(以下これらを総称して「サービス料金等」といいます。)をお支払いいただきます。

2. 料金の算定は暦月を単位といたします。
3. お客さまには、サービス開始日の属する月の翌月分からサービス料金等をお支払いいただきます。また、サービス料金の精算等はいかなる場合も月額単位で行うものとし、日割計算は行いません。

(サービス料金等の請求時期等)

第9条 大阪ガスはお客さまに対して、当月分のサービス料金をその当月に、大阪ガスに対して支払われるべきガス料金と同一時期および同一方法により請求させていただきます。

2. 消費税等の税率が変更された場合は、大阪ガスはお客さまに対して、税率変更が施行された日の属する月の当月分から新税率により算定したサービス料金等を請求させていただきます。

(解約)

第10条 お客さまおよび大阪ガスは、理由のいかんにかかわらず1ヶ月の予告期間をもって本契約を解約することができます。この場合、お客さまには解約日(予告期間の経過により、解約の効果が発生する日をいいます。以下同様とします。)の属する月のサービス料金をお支払いいただきます。

2. 大阪ガスはお客さまが次の事由に該当するときには、催告を要することなく本契約を解約することができます。
 - ① お客さまの責めに帰すべき事由により通信装置を滅失、毀損もしくは紛失したとき
 - ② 本規定第6条第1項に違反されたとき
 - ③ ガスの使用契約が解約されたとき
 - ④ 料金のお支払期日後20日以内にお支払がないとき

- ⑤ 通信装置の修理または現状復旧が必要な場合において、大阪ガスからお客さまに対し、修理等の連絡を電話・訪問等の手段によって行ったにもかかわらず、1ヶ月以内に連絡がつかず、サービスの提供が停止されたままの状態にあるとき
- ⑥ 通信装置を接続した電話回線にお客さまが何らかの変更を加えられる（例、光電話の設置）ことにより、本サービスの提供が困難となる時、または何らかの支障となる可能性があるとき
- ⑦ ご加入時に大阪ガスとガスの使用契約を締結されていたお客さまが、本サービス加入後に大阪ガスとのガスの使用契約を解約し、大阪ガス以外のガス会社との間でガスの使用契約を締結された場合でも、本サービスは継続いただけます。解約をご希望される場合は、大阪ガスまでご連絡いただくものとします。ご連絡がないことによるお客さまの不利益に関し、大阪ガスは一切責任を負いかねます。

(ご利用申込書記載内容の変更)

- 第11条 ご利用申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪ガスにその変更内容をご連絡いただきます。
2. 前項の連絡がないことにより、本サービスの提供に支障が生じても大阪ガスはその責めを負いません。

(サービス内容の変更)

- 第12条 本サービスをご契約されているお客さまが、サービス内容を変更される場合には、変更後のサービス内容に基づき改めて契約をご締結いただきます。

(通信装置の撤去)

- 第13条 第10条第1項の規定によるお客さまからの解約の場合および同条第2項第1号から第5号の事由による解約の場合には、通信装置については、お客さまからの指示があった場合にのみ大阪ガスが撤去するものとします。この場合お客さまには撤去にかかる実費相当費用(消費税相当額は別途申し受けます。)をご負担いただきます。お客さまからの特段の指示がなく、通信装置を撤去しない場合には、通信装置を利用した本規定第16条の電話検針を続けさせていただくことがあります。

(契約内容の改定について)

- 第14条 大阪ガスは、経済情勢の変動またはその他の事由によりサービス料金等を維持しがたい場合は、お客さまに通知したうえ、サービス料金等を改定いたします。この場合には、契約内容の改定1ヶ月前までにこの旨をお知らせします。
2. お客さまは、大阪ガスが前項の料金改定を実施した場合には、本契約を解約することができます。この場合、お客さまには、サービス料金等の改定通知を受けた日から1ヶ月以内に、大阪ガスに解約を申し入れていただきます。この場合、第10条第1項の規定にかかわらず、解約日はサービス料金等の改定実施日の前日とし、解約日の属する月のサービス料金は、お支払いいただきます。

(損害賠償)

- 第15条 大阪ガスは、本サービスの提供にあたって、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに損害を与えた場合、その賠償の責めを負うものとします。本サービスは火災の発生を未然に防止したり、発生した火災の鎮火を行うサービスではありません。火災保険にはお客さまにてご加入ください。

(賠償免責)

- 第16条 大阪ガスは、つぎの各号の事由によるお客さまの損害については、一切の責任を負いません。
- ① 天災・地変・通信回線障害や停電等、不可抗力による損壊の場合
 - ② 当社の所有する通信装置の瑕疵およびサービスの運用における瑕疵との因果関係が認められない損害の場合(例、通常のサービス運用上阻止できない災害拡大により生じた損害等)
 - ③ 本サービス対象の不動産自体の瑕疵もしくはお客さまの管理上の瑕疵またはお客さまの故意や重過失により生じた損害の場合
 - ④ 火災発生等にともない消防隊による入口扉破壊に伴う損害の場合
 - ⑤ 地震・火災などの変災の際に被った損害の場合
 - ⑥ 窃盗または強盗のために生じた火災または爆発等による損害の場合
 - ⑦ お客さままたはお客さまに係わる関係者が大阪ガスの承認を得ずに通信装置を移設、変更、撤去、分解および加工等を行なったことに起因して発生した損害
 - ⑧ 申込内容に変更が生じ、大阪ガスへのご連絡がなく、その変更内容に起因する損害の場合
 - ⑨ その他客観的に判断して賠償免責に相当する損害の場合
2. 火災保険には、お客さまにてご加入下さい。

(電話検針)

- 第17条 電話検針は、電話回線を通じてガスメーターの計量値を自動的に読み取るものです。
2. 本サービスをご契約のお客さまには、原則として電話検針を適用させていただきます。ただし、回線の不具合等の事由により電話検針ができない場合は、検針員が検針にお伺いします。
3. 電話検針により、お客さまの加入電話回線を月1回程度使用させていただきます。なお、電話検針にかかる通話料については、大阪ガスが負担いたします。

(協議事項)

- 第18条 お客さまと大阪ガスは、本契約に定めのない事項については、法令および商慣習に従うほか、誠意をもって協議いたします。

(業務委託等)

- 第19条 ご記入いただいた個人情報、大阪ガスおよび大阪ガスが本サービスに関する業務を委託している特約店が、ご加入手続きの他、装置の更新・メンテナンス対応、他のるるコールシリーズのご案内のために使用いたします。
2. 大阪ガスが通信装置をリース方式で調達する場合は、リース会社に対してリース物件管理のために必要な情報（ご使用番号、住所、ガスメーター番号等）を提供いたします。リース会社が他の目的で情報を使用することはございません。

【るるるコール（ガス自動通報サービス）】

るるるコール（ガス自動通報サービス。以下「本サービス」といいます。）は、お客さま宅に通信機能付マイコンメーターと電話制御装置(T-NCU)を設置し、これらの装置をお客さまのアナログ電話回線で大阪ガスセキュリティパートナー監視センターと結ぶことにより次のようなサービスを行ないます。

〈お客さま依頼に基づく、通信機能付マイコンメーターの遠隔しゃ断〉

お客さまが、外出先でガスの消し忘れが気になった場合などに、大阪ガスセキュリティパートナー監視センターにお電話していただくと、大阪ガスセキュリティパートナー監視センターから遠隔操作で通信機能付マイコンメーターのガスをしゃ断いたします。

- 1) 遠隔しゃ断はマイコンメーターでガスを止めるものです。個別のガス器具を止めることはできません。
- 2) 何らかの理由で遠隔しゃ断ができなかった場合は、大阪ガスの係員が出勤し、可能であればガスメーターの元栓でガスを止める処置をとらせていただきます。

〈一定時間ガス連続使用時におけるマイコンメーターの連続使用確認信号の自動通報〉

通信機能付マイコンメーターは、ガスの消費量区分毎にあらかじめ設定された時間以上、お客さまが連続してガスを使用した場合に、連続使用確認信号を大阪ガスセキュリティパートナー監視センターに自動通報します。(通常、調理器具の場合、夏期で150分、冬期で360分、一般的な風呂釜の場合、夏期で60分、冬期で80分に設定されています。ただし、お客さまのガス機器の所有状況及び使用状況等により、設定時間を変更する場合がありますのでご了承ください。)
※冬期から夏期への変更は4～5月、夏期から冬期への変更は10～11月に順次行います。

通報を受けた場合、大阪ガスセキュリティパートナー監視センターはただちにお客さまに電話で連絡をとり、ガスの使用状況の確認を行ないます。

- 1) ガス自動通報サービスには、調理器具のこげつきや立ち消えを防止する機能はありません。また、お風呂の沸かしすぎを防止する機能はありません。

通常、調理器具で約12時間、一般的な風呂釜で約2時間30分の連続使用で、マイコンメーターの安全機能が作動しガスをしゃ断いたしますが、機器の破損、出火等事故の原因となる場合もあります。十分ご注意ください。ますようお願いいたします。

〈マイコンメーターの安全機能作動時のしゃ断信号の自動通報〉

マイコンメーターは安全機能が作動した場合ガスをしゃ断し、警報ランプを点滅させます。

この場合、通信機能付マイコンメーターはしゃ断信号を大阪ガスセキュリティパートナー監視センターに自動通報します。

大阪ガスセキュリティパートナー監視センターは、お客さまに電話で連絡をとり、しゃ断の理由、ガスの使用状況に応じた対応方法、状況により復帰の方法を説明します。お客さまがご不在の場合は、あらかじめお伺いしてある連絡先へ連絡いたします。

なお、つぎのような場合、マイコンメーターの安全機能の作動によるしゃ断が行なわれます。

- ・ メーターの大きさ(号数)で決められた以上の大量のガスが流れた場合(ガス器具を一度にたくさん使用した場合、ガス器具を大型のものに取り替えた場合、ゴムホースを誤って外した場合、工事などでガスメーター下流側のガス管を破損した場合等)。
- ・ 流量に変化がなくガスを長時間連続して使用している場合。
- ・ ガスメーター上流側でガスの供給圧力が約0.3kPa以下に低下した場合。
- ・ 震度約5以上の揺れを感知した場合(ただし、地震の場合は電話会社の電話回線の制限や通報の集中があるため、大阪ガスセキュリティパートナー監視センターへの自動通報、大阪ガスセキュリティパートナー監視センターからお客さまへの電話連絡が行われない場合があります。)

〈マイコンメーターの微量ガスもれ警報信号の自動通報〉

マイコンメーターは微量のガスが30日間連続して流れている場合、安全機能が作動し、警報ランプを点滅させます。この場合、通信機能付マイコンメーターは警報信号を大阪ガスセキュリティパートナー監視センターに自動通報します。

大阪ガスセキュリティパートナー監視センターはお客さまに連絡をとりガスの使用状況の確認、状況に応じた対応方法を説明します。ガスの微量もれが疑われる場合には、大阪ガスの係員が出勤します。

湯沸器などの種火やガスヒューズ等を30日以上続けてお使いになっていると、ガスの微量もれと同じ判定がなされ、警報信号が自動通報されます。

この場合は、お客さまのご都合のよいときにガスを1時間以上止めていただきます。